

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を
指定する訓令

〔平成31年4月1日〕
〔法務省訓令第3号〕

最近改正 令和2年3月30日入管庁総訓第8号

(意見の聴取を行わせる入国審査官)

第1条 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「法」という。)第22条の4第2項の規定による意見の聴取を行わせる入国審査官は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第一イ行政職俸給表(一)(以下単に「行政職俸給表(一)」という。)の職務の級4級以上の入国審査官の中から、法務大臣又は法第69条の2第1項の規定により権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官若しくは同条第2項の規定により権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長(以下「法務大臣等」という。)が別に指名する者とする。

(意見の聴取を行わせる難民調査官)

第2条 法第61条の2の8第2項において準用する法第22条の4第2項の規定による意見の聴取を行わせる難民調査官は、出入国在留管理庁長官から難民調査官として指定されている入国審査官であって行政職俸給表(一)の職務の級4級以上のものの中から、法務大臣等が別に指名する者とする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日入管庁総訓第8号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。